

魚津市告示第152号

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の取消しについて

指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）として指定している施設が廃止されたことにより、当該施設の指定避難所等の指定を取り消したので、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第2項及び第49条の7第2項の規定により公表する。

令和6年9月6日

魚津市長 村椿 晃

1 指定避難所等の名称、所在地及び指定の種別

名称	所在地	指定の種別	
		指定緊急避難場所	指定避難所
本江公民館	魚津市友道1401	洪水、津波	○

2 指定避難所等の指定を取り消した日

令和5年8月1日

3 指定避難所等の指定を取り消した理由

施設の廃止（取壊し）